

東京都台東区②

1. 事業内容

担当課等	産業振興課企業・人材育成担当 TEL : 03-5246-1136 FAX : 03-5246-1139
助成事業名	新製品・新技術開発支援事業

2. 助成事業の内容

助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・台東区内の製造・製造卸売業の中小企業(注 1)が、今まで世間一般にないような先駆的な新しい製品や技術(注 2)を開発する場合に、その活動に要する経費の一部を助成します。 (注 1) 台東区内に本店所在地(法人)、事業所(個人事業者)があり、かつ区内に営業の本拠を有する製造・製造卸売業の中小企業をいいます。また情報サービス業・ソフトウェア開発業は、「製造業等」に含まれます。 (注 2) 従来にはない新規性がある製品・技術で、他社の製品を上回る性能・機能を持つもの。さらに、安全性や市場性、開発の実現可能性や信用性等の面でも優れているもの。
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・助成限度額は 200 万円。助成率は対象経費の 1/2 以内。助成対象経費は 2012 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日までに支出する経費で次の科目に該当するものです。(消費税は対象になりません) 申請件数が多い場合は、審査会の前に書類審査を行う場合があります。 (謝金) 専門家謝金など (事務費) 資料購入費など (研究開発事業費) 原材料・副資材費、検査委託費、注加工・デザイン開発費、工業所有権導入費、(直接人件費(注)) (注) 直接人件費は、申請内容がソフトウェア開発事業等の場合にのみ対象となります。ただし、対象となる直接人件費の金額は、対象経費の 1/3 以内で 100 万円が限度です。 ・開発する製品が食品(口に入れるもの)の場合は対象となりません。また、効果や効き目等に個人差が考えられる製品や技術の開発については、申請の対象とならない場合があります。
助成期間	<ul style="list-style-type: none"> ・3 月 31 日までに支出する経費 ・申請にあたり、新製品及び新技術の開発について 2012 年度内の完成は問いません。ただし、申請の時に年度内の達成目標を設定して下さい。
助成金額、補助率	・助成限度額は 200 万円。助成率は対象経費の 1/2 以内。
産業財産権の帰属	・申請事業者

3. 応募手続き・申請

募集時期、期間	・申込期間は2012年4月1日から2012年5月30日まで
審査（選考）方法	・提出後、6月下旬に審査会を開催します。
申請に係わる必要書類等	<p>○所定申請用紙（区にご請求下さい。）</p> <p>(1)申請書</p> <p>(2)事業計画書</p> <p>(3)事業収支予算書（事業収支予算書に計上した経費で、見積書など、金額の根拠がわかるものがある場合は、その写しを添付して下さい。）</p> <p>○その他の提出用紙</p> <p>(1)最新決算期の決算報告書の写し（貸借対照表と損益計算書と販売費及び一般管理費の部分のみ）</p> <p>(2)法人事業税の納税証明書（都税事務所発行の最新決算期のもの）</p> <p>(3)登記簿謄本（台東区に登記されているもの）</p> <p>(4)会社の概要がわかるもの</p> <p>(5)申請事業の説明資料</p> <p>（注意）個人事業者の場合、(1)は確定申告書の写し、(2)は住民税の納税証明書、(3)は個人事業の開業届の写しを提出して下さい。</p> <p>・申請は、必ず事前に電話で予約のうえ、産業振興課までご持参下さい。（郵送での受付は行っていません。）なお、申請受付時には、申請事業の内容について詳しくお聞きしますので、説明の出来る方がお越し下さい。</p> <p>・なお、国や都など、他機関が実施している同種の助成事業と重複して申請することはできません。</p>
支払い方法等	・採択決定時に1/2、事業完了時に1/2が支払われる。

4. 実績・資料等

採択件数、金額	非公開
応募件数	非公開
事業予算規模	非公開
パンフ等の有無	非公開

5. 採択に伴う義務

採択に伴う義務等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実績報告書の提出 ・助成対象となった企業は、広報、ホームページ等で企業名、所在地、事業内容等を公開します。また、翌年度から3年間（年1回）事業の遂行状況報告書を提出していただきます。
----------	--

6. 今後の計画・予定等

計画・予定等	非公開
--------	-----